

与論町議会基本条例制定までの経過等

- 議長から議会運営委員会に議会基本条例の素案づくりを諮問（平成22年6月）
（参考資料の収集）
北海道栗山町、北海道今金町、神奈川県湯河原町、鹿児島県さつま町、鹿児島県奄美市、福島県会津若松市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県、石川県の各議会基本条例等
- 先進地の調査（平成22年10月）
議会運営委員会の所掌事務調査として、さつま町議会を訪問（議運委員5人、議長、事務局職員2人、計8人）
- 議会運営委員会での素案づくり検討会の開催
平成22年10月・11月（2回）、平成23年1月・2月・3月（2回）・6月の計8回実施
- 全員協議会での素案配布、説明、意見聴取
平成22年12月、平成23年3月・4月・6月の計4回実施
- 校区別に開催した議会報告会での素案説明（平成23年4月）
- 町民からの意見公募（パブリックコメント）（平成23年5月13日～6月3日）
提出意見 2件
- 議会運営委員会から議長に議会基本条例の素案を答申（平成23年6月21日）
- 平成23年第2回（6月）定例会の最終日に議員発議で提出し原案可決（平成23年6月24日制定、平成23年7月1日施行）
鹿児島県内の町村では、さつま町、南種子町に次いで3番目の制定となる。
- ◎ 議会基本条例の主な内容
議会報告会の開催、反問権の設定、政策等の形成過程の説明、政策説明資料の作成、自治法第96条第2項の議決事件の追加、議会改革推進会議の設置、意見交換会の開催、議会広報の充実、最高規範性、見直し手続

（参考）議会運営委員会

委員長 喜村政吉

副委員長 麓 才良

委員 福地元一郎、大田英勝、野口靖夫